

雇用のあり方、 取り組み方

— 会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える —

第42回

自家用車両のアルコール チェック義務化が始まります

株式会社ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木康之
(特定社会保険労務士)

2023年12月1日から、アルコール検知器を使用したアルコールチェックが義務化されることになりました。アルコールチェックが義務化された背景には、2021年6月に千葉県八街市にて、飲酒運転のトラックが小学校の通学路に突っ込み、2人が死亡、3人が重傷を負った痛ましい事故が関係しています。このトラックはアルコール検査が義務付けられている貨物自動車運送事業法

による事業用自動車（緑ナンバー）ではなく、自家用車両（白ナンバー）でした。この事故を受け2022年4月に道路交通法施行規則が改正され、白ナンバーの社用車を5台以上、または11人以上の定員の自動車を1台以上持つ事業所は、運転指導などを行う安全運転管理者の選任とアルコール検査が義務付けられたもので

す。当初アルコール検知器を用いた確認は2022年10月1日施行の予定でしたが、半導体の不足により検知器が行き渡らないことから2023年12月1日からとなりました。

アルコールチェックの義務化の内容

新たな制度では、事業者が所有・運行する車両において、運転手が運転前にアルコール検知器を用いてアルコールチェックを受けることが義務付けられます。アルコールチェックは、運転前に運転者の呼気からアルコール濃度を測定することによって行われます。アルコール濃度が制限値を超えた場合、運転を行うことができません。

アルコールチェック義務化の対象とは

アルコールチェック義務化の対象は、安全運転管理者を設置している事業所です。より具体的にいうと、「定員11人以上の車両を1台以上保有」もしくは「車両を5台以上保有」している事業所が対象となります。事業者単位ではなく事業所単位です。店舗・支店・営業所といった単位で上記の条件を満たしている事業者はアルコールチェックの義務化対象となります。

具体的な対応方法

事業者は、以下の対応方法を通じてアルコールチェック義務を遵守する必要があります。

- 安全運転管理者の選任・社用車を5台以上（もしくは定員11人以上の社用車を1台以上）保有している事業者は安全運転管理者の選任が必要です。同じ事業者であっても別の事業所である場合は、事業所ごとに選任・届け出を行います。安全運転管理者は事業用自動車の安全運転や運行計画、運転日誌管理業務を行う役割を果たします。さらに、2022年4月以降は、運転者の酒気帯びの有無の確認および記録、記録内容の1年間保存が業務として追加されました。
- アルコールチェック機器の設置・車両には呼気アルコール濃度測定器を設置します。運転者は運転前にこの機器を使用してアルコール濃度を測定します。
- アルコールチェックの実施・運転

者は運転前に必ずアルコールチェックを受けるようにします。アルコール濃度が制限値を超えた場合、その車両の運転は禁止されます。また一日の運転後にも必ずアルコールチェックを受けなければなりません。

○チェック結果の記録と管理…事業者はアルコールチェックの結果を記録し、運転者ごとに適切に管理します。チェックが行われたことや結果が証跡として保管されます。

自家用車も対象か？

アルコールチェックの対象は「業務」で運転する者」であるので、通勤のためだけに自家用車を運転する場合は、アルコールチェックの対象ではありません。ただし自家用車を業務にも使用する場合には、アルコールチェックの対象になります。自宅から直接現地入りし、終業後も直接自宅に戻る「直行直帰」をする場合にも、運転前と運転後のアル

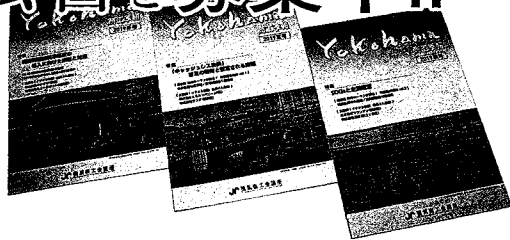
コールチェックは必要です。アルコールチェックは対面で行うことが原則ですが、カメラ・モニター等によって安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子などとともにアルコール検知器による測定結果を確認するなど、対面による確認と同視できる方法で行うこととされています。

出張先でレンタカーを使用する場合にも直行直帰の場合と同様に、アルコールチェックが必要です。その場合アルコール検知器を携行するなどの対応が求められます。

制度の監督と罰則

この制度の監督は、公安委員会や関連する機関が行います。運転者がアルコールチェックを受けずに運転した場合や、アルコール制限基準を超えた場合、事業者には罰則や制裁が課せられる可能性があります。

**Yokohama商工季報の
広告を募集中!!**



「YOKOHAMA商工季報」は会員の皆様に親しまれ、そして読まれる会報であるように内容・体裁等の改善を図りながら、年4回(4月、7月、10月、1月)、季報として毎号約12,000部を発行しております。

会員各位ならびに官公庁、全国主要商工会議所や主要大学、図書館等に送付し、好評をいただいております、この「YOKOHAMA商工季報」に広告掲載をご検討頂けますようお願いいたします。

(単位:円 消費税10%)

種 類	1回当たりの広告掲載料金	消費税10%	1回当たりの広告掲載料金(消費税込)
①カラー 1ページ(244mm×166mm)	132,000	13,200	145,200
②記事対向 1ページ モノクロ(244mm×166mm)	88,000	8,800	96,800
③記事中 1/2ページ モノクロ(118mm×166mm)	60,000	6,000	66,000
④記事中 1/3ページ モノクロ(244mm×54.5mm)	49,000	4,900	53,900
⑤記事中 1/4ページ モノクロ(55mm×166mm)	35,000	3,500	38,500
⑥記事中 1/8ページ モノクロ(55mm×82mm)	20,000	2,000	22,000

上記料金表は1回分の掲載料金です。

問合せ先

企画広報部 広報課

TEL 045-671-7473